

尼崎市生物多様性地域戦略策定支援業務に係る業務委託に関する質問への回答

No	質問内容	回答内容
1	プレゼンテーションの参加者について、事前の通知が必要でしょうか。事前通知が必要な場合、やむを得ない事情による参加者変更は可能でしょうか。	プレゼンテーションの参加者についての事前通知は不要です。
2	尼崎市生物多様性地域戦略策定部会への学識経験者出席等に関する謝金や交通費についても受託者の支払いとなるのでしょうか。受託者の支払いとなる場合、尼崎市生物多様性地域戦略策定部会の予定人数をご教示いただきたい。	部会の開催に必要となる会場費、出席者への謝礼・交通費は市側で負担します。 なお、仕様書4（5）にあるとおり、「部会の開催については、Web会議システムを利用できるよう必要な契約などを行うこと。」に関する費用は受託者側の負担となります。
3	水生生物について20地点の調査箇所が示されていますが、他の植物相・植生、昆虫類、鳥類の項目についても同地点で調査する必要があるでしょうか。項目によっては必ずしも調査できない場合があると考えられ、調査可能な項目を実施すると考えてよろしいでしょうか。	仕様書 <u>別紙1</u> 2（2）において示す調査対象場所数と <u>参考2</u> 5において示す調査箇所数が同数となっていますが、両者は互いに関係はなく、魚類・水生生物に関する調査については、尼崎市域において確認できる生物種を広く把握するという目的を達成することができれば、過去の水生生物調査における調査箇所にとらわれる必要はありません。 なお、各調査対象場所における調査項目については、No.4の質問への回答を参考としてください。
4	調査箇所によっては必ずしも植物相・植生、昆虫類、鳥類の項目をセットで調査できないことが考えられます。調査対象生物の項目毎に20地点を選定して調査するのか、植物相・植生、昆虫類、鳥類の項目をセットとして20地点を調査するのか、方針をご教示いただきたい。	植物相・植生、昆虫類、鳥類、魚類、水生生物ごとに20地点の調査を求めるものではなく、調査地点の合計数が20地点となります。 なお、調査地点を設定するにあたっては、尼崎市域において確認できる生物種を広く確認できる場所とすることを基本としますが、環境の類型（公園、河川、住宅地、田畑など）応じた望ましい姿の検討（仕様書4（3）・（4））や今後も追跡調査が行える場所（仕様書 <u>別紙1</u> 2（2））などの要件を踏まえたものとしてください。
5	市民一般及び小学生以下を対象とした生態系・生物多様性などに関する啓発冊子やパンフレットの作成実績について、過去10年間等の受託期間の設定はないと考えてよいでしょうか。	啓発冊子・パンフレットに関する作成実績については要領8（4）ア（イ）にあるとおり「過去10年間（平成24年度～令和3年度）」を対象としています。 啓発冊子・パンフレットに関する作成実績については、市民一般・小学生以下の区別なく、すべて「様式4」に一括して記載していただき、対象者については「対象」の欄に「○」を付すことで区別をお願いいたします。
6	令和4～5年度の2年間において、やむを得ない事情による業務従事者（総括責任者、主任技術者、各担当技術者）の変更は可能でしょうか。	変更は可能です。ただし、本業務に支障がないよう引き継ぎなどは万全を期していただくとともに、変更が決まった段階で市側に連絡をお願いいたします。